

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第5号および第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和3年4月23日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 エディオン大津店 大津市大將軍一丁目28番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社エディオン 広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号 代表取締役 久保允誉
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社エディオン 10時から21時まで
株式会社ヨコハマ 10時から21時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場① 9時30分から21時30分まで
駐車場② 9時30分から21時30分まで
駐車場③ 9時30分から21時30分まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
株式会社エディオン 10時から21時まで
株式会社ヨコハマ 9時から23時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
駐車場① 8時30分から23時30分まで
駐車場② 9時30分から21時30分まで
駐車場③ 9時30分から21時30分まで
- 4 変更年月日 令和3年3月26日
- 5 変更の理由 利便性向上を目的とした営業時間変更のため
- 6 届出年月日 令和3年3月25日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和3年4月23日から令和3年8月23日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和3年8月23日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号